

衣浦東部広域連合入札参加資格停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、衣浦東部広域連合（以下「本連合」という。）が施行する建設工事等の入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 建設工事等入札参加資格審査及び選定基準第6条の規定による入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 工事 建設工事（施設修繕を含む。）及び工事関係委託業務（測量、調査、設計及び監理の委託業務をいう。）をいう。
- (3) 資格停止 有資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる停止要件に該当するため、工事の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、競争入札の入札者及び随意契約における見積者の選定の対象から除外する措置をいう。
- (4) 関係市 碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市をいう。

(資格停止の要件及び期間)

第3条 有資格者が、別表各項に掲げる停止要件のいずれかに該当する場合であって、直近3か年において本連合の入札に参加し、若しくは本連合と契約を締結し、又は関係市においてこの基準に定める資格停止と同様の措置が行われたときは、当該有資格者に対して別表各項に定めるところにより、期間を定め資格停止を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、別表各項に規定する期間の範囲内において当該各号の規定により期間を定めるものとする。

- (1) 関係市が締結した請負契約に係る工事に関して発生した事実を原因として資格停止をする場合 発注した市の資格停止期間の2分の1（1か月の2分の1の期間は、2週間）の期間
- (2) 関係市以外の発注に係る工事に関して発生した事実を原因として資格停止

をする場合であって、関係市が資格停止を行うとき 関係市いずれかの資格停止期間の最長の期間

(3) 関係市以外の発注に係る工事に関して発生した事実を原因として資格停止をする場合であって関係市が資格停止を行わないとき 発注した団体の資格停止期間の2分の1（1か月の2分の1の期間は、2週間）の期間

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 前条の規定により資格停止を行う場合において、責を負うべき有資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

2 共同企業体について、資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

3 資格停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該構成員の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

（資格停止期間の特例）

第5条 有資格者が一の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止期間の短期については、当該停止要件ごとに定める短期の2倍（当初の資格停止期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 資格停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2各項又は別表第3第1項から第6項までの停止要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2各項又は別表第3第1項から第6項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による資格停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該短期の2分の1（1か月の2分の1の期間は、2週間）ま

で短縮することができる。

- 4 有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を越えて期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は、36か月）まで延長することができる。
- 5 資格停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前4項及び第7条に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。
- 6 資格停止期間中の有資格者が当該資格停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について資格停止を解除することができる。

（指名の取消し）

第6条 資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る有資格者に対して指名をしているときは、当該指名を取り消す。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第7条 第3条の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより資格停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を資格停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本連合の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2項又は第4項に該当したとき
それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第3第1項から第6項までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、

当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第3第1項から第3項までに該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく広域連合長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1項から第3項に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期に1か月加算した期間

(5) 本連合又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第4項から第6項に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期に1か月加算した期間

(6) 別表第3第1項から第3項までの停止要件に該当した有資格者において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときそれぞれ当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間（この場合において、当該各項に規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。）

（資格停止の通知）

第8条 資格停止、資格停止期間の変更又は資格停止の解除を行ったときは、必要に応じて停止の内容を当該有資格者に対して資格停止決定通知書（様式第1号）、資格停止変更通知書（様式第2号）又は資格停止解除通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の規定により資格停止の通知をする場合において、当該資格停止の事由が本連合発注の工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(資格停止の公表)

第9条 資格停止を行ったときは、資格停止業者、資格停止期間及び理由を公表する。

2 公表期間は、資格停止期間の終了する日までとする。

3 公表の方法は、本連合のホームページへの掲載の方法による。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 資格停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ衣浦東部広域連合入札審査会の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第11条 資格停止の期間中の有資格者が、本連合発注の工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第12条 資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用)

第13条 第3条から前条までの規定は、物品の売買、物件の借入れ、委託業務及び役務の提供について準用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

愛知県内において生じた事故等の停止表

停 止 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 本連合の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において一般競争入札参加資格確認申請書、指名競争入札参加申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2 本連合と締結した請負契約に係る工事（以下「本連合発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、本連合発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 本連合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 本連合発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

(注) 本連合には、関係市を含む(別表第2及び別表第3において同じ。)

別表第2（第3条関係）

贈賄の停止表

停 止 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が広域連合職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>3 次のア又はイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

別表第3（第3条関係）

不正行為等の停止表

停 止 要 件	期 間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>1 本連合発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>2 県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>3 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>4 本連合発注工事に関し、次のア又はイに掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>5 県内の他の公共機関が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>

<p>6 県外の他の公共機関が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 本連合発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>8 本連合発注工事以外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1、第2及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>10 別表第1、第2及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>11 不当要求行為等を行い、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力的不当行為等)</p> <p>12 次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は法人の役員等（以下「有資格者の役員等」という。）が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団員等が有資格者の経営又は運営に実</p>	<p>当該認定をした日から12か月ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下同じ）。</p> <p>12か月</p>

<p>質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(4) 有資格者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(5) 有資格者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 有資格者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(報告義務)</p> <p>13 本連合と締結した契約に係る業務に関し、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず本連合への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>2週以上4か月以内</p>
<p>(その他重要な事案)</p> <p>14 別表第1、別表第2及び前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格者が、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>審査会で決定</p>

(注) 役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

様式第1号（第8条関係）

資格停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合長



このたび貴社は、衣浦東部広域連合の資格停止事項に該当する行為がありましたので、下記のとおり資格停止します。

記

資格停止期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
資格停止の理由	

様式第2号（第8条関係）

資格停止変更通知書

第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合長



年 月 日付か衣総第 号により通知した資格停止の期間については、下記のとおり変更します。

記

変更後の 資格停止期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
変更理由	

様式第3号（第8条関係）

資格停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合長



年 月 日付か、衣総第 号により通知した資格停止を解除します。